

広島県告示第四百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十九年四月十九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年四月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市高宮町佐々部字和佐田一〇四六番一 地先から 安芸高田市高宮町佐々部字門戸一三八四番一地 先まで	八・五〇	七・〇〇〇 〇・〇〇〇 一三三・四〇〇 〇・三三二	一三三・四〇〇 〇・三三二	三三二・七〇	ダブルウェイ解 除不用物件延長 三三二・〇〇メ ートル 一般国道四三四 号及び県道甲田 作木線と重複

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区	間	安芸高田市高宮町佐々部字和佐田一〇四六番一 地先から 安芸高田市高宮町佐々部字門戸一三八四番一 先まで
新	旧	新旧 の別
八・五〇 一三・四〇〇〇 三三	七・〇〇〇〇 一三・四〇〇〇 三三 八・五〇	敷地の幅員 (メートル)
三三二・七〇	三三二・七〇 三三一・〇〇	延長 (メートル)
ダブルウェイ解 除不用物件延長 三三二・〇〇メ ートル 一般国道四三三 号及び一般国道 四三三号と重複 作木線と重複		備考

一 道路の種類

県道

二 路線名

甲田作木線

三 道路の区域

区	間	安芸高田市高宮町佐々部字和佐田一〇四六番一 地先から 安芸高田市高宮町佐々部字門戸一三八四番一 先まで
新	旧	新旧 の別
八・五〇 一三・四〇〇〇 三三	七・〇〇〇〇 一三・四〇〇〇 三三 八・五〇	敷地の幅員 (メートル)
三三二・七〇	三三二・七〇 三三一・〇〇	延長 (メートル)
ダブルウェイ解 除不用物件延長 三三二・〇〇メ ートル 一般国道四三三 号及び一般国道 四三三号と重複		備考